

雨水調整池・雨水貯留施設等の完了確認について

完了確認方法

① 池底面積を確認します。

※1 池底面積の実測図を作成してください。(矩形以外の場合は三斜計算による)

※2 確認当日は、その距離がスケールで確認できるように現場に墨出しを行ってください。

② 平均水深等を確認します。

※1 H.W.L.の墨出しを行い、必要に応じてレベル等の機材を準備してください。

③ 余水吐周囲を確認します。

※1 オリフィス板の寸法、パッキンの状況、越流幅、スクリーンネット、インバート、放流管等、安全施設等

※2 地下式の場合は上記に加え、点検口、エア抜き、人通路、導水溝、昇降施設等

④ その他確認事項(流入管の状況、水位標、看板、安全対策等)

完了確認時期

① 雨水調整池等の完了確認は、池本体の工事が完了した時点で実施します。なお、完了確認日については当課協議担当者で調整してください。

※1 完了確認日程は、建築局等が実施する総合検査日の前に設定してください。

※2 完了確認は、平日(月～金曜日)の概ね午後2時前後の開始を基本とします。

※3 確認後速やかに雨水調整池等の台帳作成を行い、本市と管理協定を締結してください。

※4 条例に基づく開発事業の場合、「開発事業に関する工事の完了届」には、「施設の管理に関する協定書」(所有者の印があるもの)の添付が必須となります。

② 本市への移管を前提とする雨水調整池については、中間確認(床付確認、配筋確認)が必要です。なお、詳細については当課協議担当者でご相談ください。

完了確認における注意事項

① 労働安全衛生法施行令に基づく酸素欠乏危険場所等に該当する現場においては、完了確認に先立ち安全対策を講じてください。

② 完了確認は、雨水調整池等の内部を清掃したうえで受けてください。

③ 完了確認時、雨水調整池等が滞水状態にある場合は、確認項目の確認ができないため、再確認となります。

完了確認後の作業

① 雨水調整池等の看板に完了確認時に確定した数値及び記載事項を記入してください。

② 雨水調整池等の台帳は、所定の様式により作成のうえ当課へ提出するとともに、所有者による適正な保管をお願いします。

③ 雨水調整池等の所有者と本市の間で「施設の管理に関する協定書」の締結が必要です。そのため、速やかに手続きを行ってください。

※1 看板の設置位置は、当課協議担当者で調整のうえ決めてください。

※2 作成した「施設の管理に関する協定書」2部のうち、1部を返却しますので大切に保管してください。